

令和 6 年度クレオ大阪「コラボ型男女共同参画セミナー事業」募集要領

クレオ大阪中央・子育て館・西・南・東

■コラボ型男女共同参画セミナー事業とは

「大阪市男女共同参画基本計画～第 3 次大阪市男女きらめき計画～」※に基づき、地域において男女がともに参画し、大阪の魅力創出や活性化につなげる活動をする方と、クレオ大阪が協働して実施する男女共同参画セミナーです。 ※参考 URL <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000532457.html>

■応募資格について

- (1)大阪市内に活動拠点をもつ団体(法人格の有無は問わない)又は大阪市内で事業を行う者であること
- (2)代表者および組織や経理に関して責任者が明確であること
- (3)事業を継続的に実施している実績があり、当該事業を遂行できると認められること
- (4)暴力団もしくは暴力団員でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でないこと

■対象となる事業

- (1)男女共同参画社会の実現に資する内容で、社会的効果が期待できること
- (2)社会の実情に照らし、ニーズが高く、実施可能な内容であること
- (3)材料費等の実費を越える受講料その他受講の対価としての金銭の負担を参加者に求めないこと
- (4)政治活動、宗教活動又は商品の販売促進活動として行われるものではないこと
- (5)国や地方公共団体が実施し、又は国や地方公共団体から補助や助成を受けた事業ではないこと
- (6)令和 7 年 3 月 29 日までに実施、報告が行われる事業であること
- (7)内容が適切であるとしてクレオ大阪各館の指定管理者(以下、「指定管理者」という)が認めるものであること

◎実施事業数・・・各館 1 団体・1 事業 (全 3 回以内・合計 6 時間以内)

■事業の流れ

応募期間	事業内定通知時期	セミナー実施・報告
令和 6 年 6 月 1 日(土) ～7 月 20 日(土)	8 月上旬	令和 6 年 9 月初旬 ～令和 7 年 3 月 29 日(土)

■応募方法

以下の書類を、クレオ大阪中央館に、来館、郵送、FAX 又はメールにて提出してください。郵送の場合は、レターパックライト等送達記録の残る方法でお送りください。FAX、メール送信後、送達確認の電話を入れてください。未達等の事故について、当方は一切の責任を負いません。また応募書類は返却しません。実施希望館の指定がない場合は、実施提案書【様式 1】の「どの館での実施でもよい」に○をつけて提出すれば、各期対象館での選考対象となります。ただし、同一申込者の複数館での事業実施はできません。

- ①事業提案書【様式 1】
- ②実施計画書【様式 2】※様式 1、2 はクレオ大阪各館窓口またはホームページからダウンロードできます。
- ③提案者の概要資料、その他参考資料(任意)

■応募・問合せ先

クレオ大阪中央 住所:天王寺区上汐 5 丁目 6 番 25 号 電話:06-6770-7200 Fax:06-6770-7705
メールアドレス collabo-seminar@danjo.osaka.jp

■事業の審査・選定

提案された事業は、実施要綱と募集要領に基づき、クレオ大阪の各館において選考します。
期間中に選定されたものがない場合は、当該館において再募集することがあります。

■事業の実施

選定された当該館との間で協議のうえ、内容を確定します。

■協働(支援)内容と分担

	クレオ大阪	実施団体等	備考
謝礼金	—	○	講師謝礼金、運営にかかる謝礼金等
広報	○	○	チラシ作成は団体
会場および付属設備	○	—	クレオ大阪の実施館にあるものに限る
当日運営	○	○	配布資料の印刷はクレオ大阪
申込受付	○	—	申込者の個人情報クレオ大阪が管理
一時保育	○	—	クレオ大阪にて負担

■審査基準

以下の各項の審査基準に基づき、最も優れた提案を行った者を候補者として選定します。

- (1)「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」で掲げる「施策の基本的方向と具体的な取組」に資するもので、顧客や会員の交流や拡大など、特定の者の利益や親睦のための実施ではないこと
- (2)地域の活性化につながり、また市民ニーズまたは社会的ニーズに対応した内容であること
- (3)セミナーの実施に向け積極的に取組むものであり、実行可能な方法・計画・予算で立案されていること
- (4)クレオ大阪で実施することにより、社会的効果が高まると期待される内容であること
- (5)令和6年度大阪市立男女共同参画センターコラボ型男女共同参画セミナー事業実施要綱に定める対象であること

■その他

- ・クレオ大阪以外を実施会場とする提案については、無効とします。
- ・提案にあたっての費用は、提案者の負担とします。